

誓約書

プレジャーボートを係留するために脇田漁港フィッシャリーナを利用するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 北九州市漁港管理条例、北九州市漁港管理規則、ひびき海の公園の利用に関する取扱い要綱及び脇田漁港フィッシャリーナの利用に関する取扱い要領、その他関係法令を遵守します。
- 2 漁港内及び漁場において、漁業活動へ支障が生じないように活動します。
- 3 長期係留棧橋を利用するにあたっては、北九州市の定める許可及び利用の条件に従います。
- 4 長期係留棧橋の利用又は利用に伴う行為に起因して、第三者又は漁港施設に損害を与えたときは、北九州市に速やかに連絡するとともに、使用者の責任及び費用負担によって原状回復及び賠償等の適切な処置を行います。
- 5 長期係留棧橋の使用に際して、漁業者や他の使用者に迷惑をかける等、施設の秩序ある利用を妨げる行為をしません。
- 6 定められた許可及び利用条件又は前条の規定等に違反して、使用許可の取り消し等の処分を受けた場合、異議無くこれに従い、北九州市へ一切の補償を求めません。
- 7 長期係留棧橋の利用にあたり、船舶の保管管理は自らの責任で行います。従って、自己の所有する船舶の毀損、又は不可抗力若しくは自然災害による流失等の事故による損害に対して、北九州市へ補償要求は一切行いません。
- 8 長期係留棧橋の使用許可を第三者に権利として、譲渡し、転貸及び担保等の対象とはしません。
- 9 使用許可を受けた船舶以外の船舶を係留した場合、若しくは私（共同所有者及び使用登録者を含む）以外の者のみで長期係留棧橋を利用した場合は、使用許可の取り消しなどの処分を受けても異議は申しません。
- 10 使用係留場所において、船舶が沈没若しくは油が流出し、環境を汚染することが予測される場合は、私の責任で船舶の撤去等を行います。
なお、私が不在等で船舶の撤去が困難な場合は、緊急を要する場合に限り、北九州市が船舶を撤去する（費用は船舶所有者負担）ことを認めます。
- 11 係留施設の使用を終了したときは、私の負担で使用前の状態に原状回復（私用器具の撤去含む）し、また、市が原状回復した場合についても、その費用は私が負担します。
- 12 使用料の支払いは、納期限を遵守します。
- 13 暴力団とは一切関係のないことを誓約します。また、長期係留棧橋の使用許可にあたり、市が警察機関に対して申請人（共同所有者、使用登録者、法人役員、法人管理責任者を含む）が暴力団関係者か否かの照会を行うことを承諾します。

なお、暴力団関係者と判明した場合には使用許可の取り消しなどの処分を受けても異議は申しません。

令和 年 月 日

北九州市長 様

使用許可申請者・共同所有者・使用登録者・法人役員・法人管理責任者
(該当するものに○)

住所

氏名